

## 論 文 審 査 の 結 果 の 要 旨

申請者氏名 原田一宏

本論文は、フィールド調査に基づいて、保護地域における自然資源をめぐる「政府による生物多様性保全」と「地域住民による文化の保全」の相反する理念の相克による紛争の実態を明らかにするとともに、紛争管理論の観点から、紛争当事者および第三者としての NGO を含んだ紛争管理のあり方を考察したものである。

序章では、多くの既存研究のサーベイをもとに、環境破壊の現状や生物多様性保全の意味、保護地域設定の歴史的変遷や現状・役割について批判的な検討が行われている。開発と保護は、ともに人間中心主義に基づいた「切り取られた自然」として自然を支配するアプローチであるとし、本論文の課題を導き出している。

第一章では、フィールドワークの意味や方法について既存の文献を整理したうえで、著者がとったアプローチを位置づけている。第二章では、既存研究を批判的に検討し本論文の枠組みを提示している。政策科学とポリティカル・エコロジーとの関係に留意しつつ、全体の枠組みとして紛争管理論を援用している。紛争当事者の特性や紛争当事者間の利害関係にだけ着目するのではなく、紛争に介入する第三者の役割にも注目し、第三者の特性や第三者と紛争当事者との関係についてのモデルを構築した点が独創的である。

第三章では、政府関係資料や文献、行政官へのインタビューを通じて、インドネシア政府による保護地域管理の実態について明らかにした上で、ケーススタディとして、西ジャワ・グヌンハリムン国立公園の事例を取り上げ、政府による国立公園政策について論じている。

第四章では、申請者が実際にグヌンハリムン国立公園の内部および周辺の村落に滞在しながらフィールド調査を行った結果に基づいて、地域住民によるコ

モンズとしての農耕地および自然資源の利用、地域住民の自然資源への依存、地域住民の国立公園および保全に対する態度について明らかにしている。申請者は、私有地を「共有制を内包する私有地」であると位置づけ、このような資源利用をコモンズとしての利用であると結論づけている。同時に、この共有制は結果的に共同体内部での貧富の差を軽減するのに役立ち、さらには、私有地の周辺に広がる土地をむやみに開拓することを防ぎ、資源の持続的な利用に寄与していることを明らかにしている。しかし、「共有制を内包する私有地」の利用だけでは地域共同体全体のニーズを満たすのには不十分であるため、国立公園内の資源利用をめぐって地域住民と公園管理当局との間に軋轢が生じることが実証的に示されている。

第五章では、既存研究のサーベイをもとに、第三者としての NGO の位置や役割について次のような結論を導き出している。(1)NGO は地域の視点に立つて地域の生活や福祉が向上することを優先する「専門性を兼ね備えた第三者」としての役割を果たしている。(2)NGO は地域住民を排除するトップダウンの国立公園管理政策を厳しく批判する態度を貫いている。(3)しかし一方で NGO の活動はいずれも小規模なものでありプロジェクトが持続的に管理されていない。(4) NGO は政府との距離を置くあまり活動における政府との関係が希薄になり、活動が十分な政治的影響力をもたらすまでには至っていない。

終章では、第二章で提示した紛争管理論の枠組みにしたがって、政府と地域住民による潜在的な紛争の実態、および NGO の潜在的紛争への関与について分析した上で、内発的発展論を援用しつつ、保護地域における内発的発展のあり方について議論されている。本章において申請者は、第三章の政府、第四章の地域住民、第五章の NGO というそれぞれのアクターの論理をもとに、紛争管理の実態についてさらに議論を展開し、実現可能な政策提言を試みている。

以上のように、本論文は、十分なフィールドワークと豊富な既存研究のサーベイに基づいた保護地域の実態の把握や問題設定、詳細な分析枠組みの設定、政府・地域住民・NGO といったアクターの論理の詳細な把握などによって、保護地域の資源をめぐる紛争の実態について解明しており、学術上および政策実践上の貢献が大きい。よって審査委員一同は、本論文が博士（農学）の学位論文として価値あるものと認めた。